

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和5年10月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300091 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300003 号

## 第 1 結論

昭和 53 年\*月から昭和 56 年 1 月までの請求期間、同年 2 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年\*月から昭和 56 年 1 月まで  
② 昭和 56 年 2 月から昭和 57 年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 7 月から昭和 58 年 3 月まで

20 歳になった昭和 53 年当時、私は大学生で、住民票は実家のある A 市に置いたまま B 県 C 市に住んでいた。大学を卒業して昭和 57 年 4 月に実家に戻り、1 年間の就職浪人の後、昭和 58 年 4 月からは D 職として勤務した。就職の際、母からは、「ここまでの国民年金の掛け金は支払ってある。」と聞いており、年金の保険料は訪問集金であったので、父と母の保険料だけを支払って、私の分だけを払い忘れるということは考えられない。

また、母の遺品を整理していたところ、私の「昭和 58 年度国民年金保険料未納通知書」が見付かったが、その宛名が「E」となっていた。これは、行政機関が私の名前を「F」ではなく、「E」と誤って認識していたということであるので、記録が統合されていない可能性もある。

国民年金の保険料が昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間しか支払われていないということは到底受け入れられるものではないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者は、20 歳になった昭和 53 年当時、自身は大学生で、住民票は実家のある A 市に置いたまま B 県 C 市に住み、大学を卒業し昭和 57 年 4 月に実家のある A 市に戻ったとして、請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）において、A 市に住民登録していた旨主張している。

また、請求期間の国民年金保険料は、A市に住む母親が納付していた旨主張している。

- 2 請求者の住民登録について、A市が昭和57年4月16日に作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳（以下「被保険者名簿」という。）の転出欄及び転入欄によると、請求者が昭和53年\*月\*日にA市からB県C市に転出し、昭和57年4月2日に同市からA市に転入したことが記録され、摘要欄には「転出 号昭和54年度」というゴム印が押されていることから、請求者の当該転出に係る手続は昭和54年度に行われたものと考えられる。

また、社会保険事務所（当時）が管理していた請求者に係る国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、請求者は昭和57年4月2日にB県からA市へ転入し、当該被保険者台帳がB県の管轄事務所からA市の管轄事務所へ移管されたことがうかがえる。

さらに、請求者は、大学在学中はA市が発行した国民健康保険証を使用していたが、それには「学」と書いてあったと思うと陳述していることから、被保険者が住んでいた市町村を転出し、他の市町村の学校に修学した場合に、転出前の市町村の国民健康保険に引き続き加入することができる「修学中の被保険者の特例」（国民健康保険法第116条）の適用を受けていたものと考えられる。

これらのことから、請求者は、昭和53年\*月\*日にA市からB県C市へ転出し、月日は特定できないが昭和54年度に当該転出の手続を行い、その後、昭和57年4月2日にA市へ転入するまでは、昭和53年\*月に遡ってB県C市に住民登録していたことがうかがえる。

なお、請求期間当時の戸籍の附票は、A市において保存されていないため住所履歴を確認することはできない。

- 3 請求期間①について、被保険者名簿及び被保険者台帳によると、請求期間①の各月はいずれも国民年金保険料の未納を表す空欄であることが確認できる。

また、A市から提出された国民年金保険料収納簿（以下「収納簿」という。）においても、請求期間①の国民年金保険料が納付されたことがうかがえる記録は確認できない。

なお、請求期間①当時、請求者が住民登録していたことがうかがえるB県C市に照会したところ、同市は、「保存年限経過のため、請求者の国民年金に関する資料は保管していない。」と回答しており、請求者の請求期間①当時の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

- 4 請求期間②について、被保険者名簿によると、請求者は、昭和56年2月17日に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和57年4月2日に同資格を再取得しており、納付記録欄の昭和56年2月から昭和57年3月までの欄には国民年金への未加入を表す斜線が引かれ、国民年金保険料の納付記録はないことが確認でき、このことは被保険者台帳の保険料に関する記録欄の昭和56年2月の欄に「喪」というゴム印が押され、同月から昭和57年3月までの欄に国民年金への未加入を表す斜線が

引かれていることとも符合する。

また、A市から提出された昭和55年度及び昭和56年度の収納簿において請求者の国民年金手帳記号番号は記録されていない。

これらのことから、請求期間②は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

なお、請求期間②当時、請求者が住民登録していたことがうかがえるB県C市は、保存年限経過により請求者の国民年金に関する資料は保管していないと回答している。

- 5 請求期間③について、被保険者名簿及び被保険者台帳によると、請求者は、昭和57年4月2日から昭和58年4月5日までの期間において、A市に住居登録していたことがうかがえ、請求期間③の直前である昭和57年4月から同年6月までの保険料は納付済みと記録されているものの、昭和57年度の収納簿、被保険者名簿及び被保険者台帳によると、請求期間③の各月はいずれも国民年金保険料の未納を表す空欄であることが確認でき、当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。
- 6 請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、自身では行っておらず、請求者の母親がA市で集金人を通じて行った旨陳述している。

しかしながら、請求者の母親は既に死亡している上、請求者が当時の集金人として名前を挙げた者に照会しても、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の状況について具体的な回答は得られない。

また、請求期間①については、当初、A市の管理であった時期があるものの、転出手続後はB県C市の管理となったことがうかがえ、請求期間②については、当初から同市の管理であり、同市の管理であった期間においては、請求者の国民年金保険料はA市の集金人を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

- 7 請求者は、昭和58年度国民年金保険料未納通知書の宛名が「E」となっていたことから、自身の氏名について、行政機関が誤って認識していたということであり、記録が統合されていない可能性もある旨主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）により、「F」、「E」等の複数の読み方で氏名検索を行ったが、現在、基礎年金番号に統合されている記録以外に、請求者のものと思われる未統合記録は確認できない上、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 8 このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。